

# 国民健康保険税率等を令和5年度から改正します

## ○令和5年度の改正内容

### 1 税率の改正

昨年の税率改正については算定方式(4方式から3方式)の変更により被保険者の混乱を生じさせないよう、またコロナ感染症による経済停滞を考慮し、基金を活用して被保険者の負担を極力抑える税率といたしました。

令和5年度については、近年の医療給付の増額及び被保険者の減少の要因により、県への納付金が大幅に増額となりました。県への納付金を収めるにあたり国民健康保険税の不足が推計されることから、以下表のとおり令和5年度税率の引き上げを行いました。

税率改正比較表					
		所得割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (万円)
基礎課税分 (医療分)	改正前	7.67	24,900	18,300	65
	改正後	8.00	32,500	25,300	65
後期高齢者支援金分	改正前	3.08	9,500	7,100	20
	改正後	3.08	12,300	9,600	22
介護保険分	改正前	2.57	10,800	6,100	17
	改正後	2.57	14,000	8,300	17
合計	改正前	13.32	45,200	31,500	102
	改正後	13.65	58,800	43,200	104

### 2 令和5年度税制改正大綱による改正

令和5年度税制改正大綱により国民健康保険税の課税限度額については後期高齢者支援金等分の課税限度額が2万円引き上げられました。また低所得者に対し被保険者均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減が5千円、2割軽減が1万5千円引き上げられました。

国民健康保険に加入している皆さまには負担増をお願いすることとなりますが、町としても国からの保険者努力支援の獲得、各種保健事業を推進するとともに、ジェネリック医薬品の利用促進など医療費の削減に向けて取り組んで参ります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

※令和5年度の保険税額については、7月上旬に課税通知書を送付させていただきますのでご確認ください。

お問い合わせ  
住民課 国保年金係  
TEL0555-72-1114